

●香川県告示第119号

香川県工事請負契約約款等の一部を改正する約款を次のように定める。

平成27年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県工事請負契約約款等の一部を改正する約款

(香川県工事請負契約約款の一部改正)

第1条 香川県工事請負契約約款(平成9年香川県告示第256号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(下請負人) 第7条 略</p> <p><u>(受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等)</u></p> <p><u>第7条の2 受注者は、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額(当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額)が、3,000万円(工事が建築一式工事の場合は4,500万円)以上になる場合において、次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請契約(受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。)の相手方としてはならない。</u></p> <p><u>(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務</u></p> <p><u>(2) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務</u></p> <p><u>(3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出の義務を履行し、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。</u></p> <p><u>3 受注者が第1項の規定に違反していると発注者が認める場合又は前項前</u></p>	<p>(下請負人) 第7条 略</p>

段に定める特別の事情があると発注者が認めたにもかかわらず、受注者が同項後段に定める期間内に書類を提出しなかった場合において、受注者は、発注者の請求に基づき、違約罰（制裁金）として、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金の額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（特許権等の使用）

第8条 略

（現場代理人及び主任技術者等）

第10条 略

（1） 略

（2） 主任技術者（建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいい、同条第3項の工事の場合は、専任の者とする。以下同じ。）又は監理技術者（同条第2項に規定する監理技術者をいい、同条第3項の工事の場合は、専任の者（同条第4項の工事の場合は、監理技術者資格者証の交付を受けた者であって同項の登録を受けた講習を受講したものに限る。）とする。以下同じ。）

（3） 略

2～5 略

第45条 略

（1） 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この項において「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下この項において「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消さ

（特許権等の使用）

第8条 略

（現場代理人及び主任技術者等）

第10条 受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも、同様とする。

（1） 略

（2） 主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者をいい、同条第3項の工事の場合は、専任の者とする。以下同じ。）又は監理技術者（同条第2項に規定する監理技術者をいい、同条第3項の工事の場合は、専任の者（同条第4項の工事の場合は、監理技術者資格者証の交付を受けた者であって同項の登録を受けた講習を受講したものに限る。）とする。以下同じ。）

（3） 略

2～5 略

第45条 発注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（1） 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この項において「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下この項において「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消さ

れた場合を含む。)

(2)～(5) 略

2 略

(制裁金等の徴収)

第51条 受注者がこの契約に基づく制裁金、賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年5パーセントの割合で計算して得た額の利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは、追徴する。

2 略

れた場合を含む。)

(2)～(5) 略

2 略

(賠償金等の徴収)

第51条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年5パーセントの割合で計算して得た額の利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは、追徴する。

2 略

(香川県土木設計業務等委託契約約款の一部改正)

第2条 香川県土木設計業務等委託契約約款(平成11年香川県告示第258号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第43条 略</p> <p>(1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下この項において「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下この項において「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 略</p>	<p>第43条 発注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</p> <p>(1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下この項において「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下この項において「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。)</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 略</p>

(香川県建築設計業務等委託契約約款の一部改正)

第3条 香川県建築設計業務等委託契約約款(平成11年香川県告示第259号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第42条 略</p> <p>(1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この項において「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下この項において「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が<u>独占禁止法第63条第2項</u>の規定により取り消された場合を含む。）。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 略</p>	<p>第42条 発注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</p> <p>(1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この項において「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下この項において「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が<u>独占禁止法第51条第2項</u>の規定により取り消された場合を含む。）。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

- 1 この約款は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の香川県工事請負契約約款第7条の2及び第51条第1項の規定は、この約款の施行の日以後に締結する契約（同日前に香川県建設工事執行規則（昭和39年香川県規則第54号）第6条第1項の規定による公告、同規則第10条第2項の規定による通知又は同規則第23条第2項の規定による契約の内容その他見積りに必要な事項の提示（以下「公告等」という。）が行われたものを除く。）について適用し、同日前に締結した契約及び同日以後に締結する契約（同日前に公告等が行われたものに限る。）については、なお従前の例による。